

社会福祉法人白老宏友会

職員給与・臨時職員等賃金補足規程（福祉・介護職員等特定処遇改善加算）

（目的）

第1条 この補足規程は、福祉・介護職員等特定処遇改善加算による福祉職員の賃金改善を目的とした職員給与規程、臨時職員等賃金規程を補足して取り扱う。

（特定処遇手当）

第2条 特定処遇手当とは、福祉・介護職員等特定処遇改善加算分をもって支給するもので、支給する内容は次の通りとする。

- (1) 特定処遇手当として、月額で支給する。
- (2) 支給内容については、年度毎に支給者の選考、手当額を定めるものとする。
- (3) 支給内容は次の通りとし対象条件の基準日を4月1日とする。
- (4) 支給対象職種とは、支援員・指導員・世話人等（兼務者も含む）、及びサービス管理責任者等支援業務にかかわるものをその対象とする。

＜グループ1＞（下記をすべて満たす者を対象とする）

- ① 勤続10年以上（当法人以外での社会福祉等勤務経験を50%換算）の者。
- ② 国が示す制度の資格所有者で、副主任以上の職務の者。
- ③ 本俸が8等級1号俸の俸給額未満の者。
- ④ 常勤で勤務する者（社会保険加入者）

＜グループ2＞（①又は②のどちらかを満たし、③④を満たす者）

- ① 副主任以上の職にあり、国が示す制度の資格所有者または勤続10年以上の者。
- ② 勤続20年以上で、国が示す制度の資格取得者である者。
- ③ 本俸が7級95号俸の金額を下回る者。
- ④ グループ1受給者を除く常勤で勤務する者（社会保険加入者）

＜グループ3＞（下記をすべて満たす者を対象とする）

- ① グループ1・2の受給者を除く
- ② 勤続10年以上の者、又は24時間型グループホームにおけるチーフ職の者。
- ③ 年収（前年度年収額）440万円未満の者。

以上の対象者に下表の内容で支給するものとする。

	7級の者	5級・6級の者	3級・4級の者	その他	
				嘱託・常勤	非常勤
グループ1	40,000	36,000	32,000		
グループ2	20,000	18,000	16,000		
グループ3				7,000	3,000

- (5) 支給対象内容の喪失と懲戒等が発生した時は、その時点で支給を停止することがある。
- (6) 年度末において加算額の内容により、国が示す加算制度の範囲で一時金を支給する場合がある
- (7) 福祉・介護職員特定処遇改善加算制度が消滅した時点で、この補足規程を終了する。

附 則

この補足規程は、令和元年10月1日より施行する。